

厚生労働省発基 第 号
令和 2 年 6 月 1 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案

要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 複数事業労働者に類する者は、負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点において事業主が同一人でない二以上の事業に同時に使用されていた労働者とするることとする。

二 複数事業労働者における給付基礎日額の算定は、各事業場の給付基礎日額相当額を合算して得た給付基礎日額に給付基礎日額の例外である自動変更対象額並びに年齢階層別の最低限度額及び最高限度額の規定を適用するものとする。

三 複数事業労働者が保険給付の請求を行う際の請求書の必須記載事項に複数事業労働者である旨を追加することとする。

四 複数業務要因災害に係る保険給付の支給事由である疾病として、脳・心臓疾患、精神障害その他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかな疾病とすることとする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

複数事業労働者の業務災害に係る保険給付及び特別支給金並びに複数業務要因災害に係る保険給付及び特別支給金のうち業務災害が発生していない事業に係る賃金に基づく額が、労災保険のメリット制に影響しないよう、所要の規定の整備を行うこととする。

第三 労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正

特別支給金について、労災保険において複数業務要因災害に係る保険給付及び第一の二が新設されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

第五 施行期日

この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行すること。